

中小企業を応援します

最新の施策・情報をお届けします

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

# 中小企業者向け支援策 ガイドブック

ver.02

被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧、再開に向けて、立ち上げる際のお力になれるよう、最大限努力してまいります。

中小企業者向け支援策などの情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、施策内容の追加などの可能性もございますので、最新の施策内容については、各施策などの窓口にご確認ください。

平成28年4月20日

中小企業庁

## < 目次 >

### ◇ 平成28年熊本県熊本地方の地震による被害に対する支援策

支援施策	内容	ページ
1. 特別相談窓口の設置	日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会並びに中小企業基盤整備機構九州本部及び経済産業局に「特別相談窓口」を設置しております。	3～5
2. 被災中小企業者の既往債務の負担軽減	被災中小企業の既往債務(借入金)について、返済猶予など条件変更に柔軟対応するよう、金融機関等へ要請しています。	6
3. 災害復旧貸付	事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度を用意しています。	7
4. セーフティネット保証(4号)	金融機関から経営の安定に必要な資金の借入れを行う場合、信用保証協会が保証します。	8
5. 小規模企業共済災害時貸付	小規模企業共済に加入されている方に、低利な災害時貸付などを用意しています。	9
6. 下請けかけこみ寺に「特別相談窓口」の設置	中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請かけこみ寺」において、新たに、地震の発生に伴う下請事業者の取引上の影響に関する相談窓口を新設しました。	10
7. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(個人事業主向け)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により住宅ローンなどの免除・減額を金融機関等へ申し出ることができます。	11,12
8. 国税の申告・納付等の期限の延長等の手続等	被災された方には、申告・納付等の期限の延長、所得税の減免、納税の緩和等の措置が適用されます。また、国税庁から災害に関する主な税務上の取扱いが公表されています。	13, 14

# 1. 特別相談窓口の設置(熊本県)

熊本県の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会並びに中小企業基盤整備機構九州本部及び経済産業局に「特別相談窓口」を設置しております。また、商店街からの相談については、全国商店街振興組合連合会において対応します。

相談内容が具体的な融資の場合は日本政策金融公庫、商工中金、保証の場合は、信用保証協会にご相談ください。

## ◇ 平成28年熊本県熊本地方の地震に係る熊本県における災害に関する特別相談窓口

機関名	支店名		連絡先
日本政策金融公庫	熊本支店	中小企業事業	096-352-9155
日本政策金融公庫	熊本支店	国民生活事業	096-353-6121
日本政策金融公庫	八代支店	国民生活事業	096-532-5195
商工中金	熊本支店		096-352-6184
商工中金			0120-542-711(休日)
熊本県信用保証協会			096-375-2000
熊本商工会議所			096-354-6688
八代商工会議所			0965-32-6191
荒尾商工会議所			0968-62-1211
人吉商工会議所			0966-22-3101
水俣商工会議所			0966-63-2128
本渡商工会議所			0969-23-2001
玉名商工会議所			0968-72-3106
山鹿商工会議所			0968-43-4111
牛深商工会議所			0969-73-3141
日本商工会議所			03-3283-7110
熊本県商工会連合会			096-325-5161
熊本県中小企業団体中央会			096-325-3255
全国商工会連合会			03-6268-0085
全国中小企業団体中央会			03-3523-4902
全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
(独)中小企業基盤整備機構	九州本部		092-263-1500
(独)中小企業基盤整備機構	南九州事務所		099-219-7882
九州経済産業局 産業部 中小企業課			092-482-5447

# 1. 相談窓口の設置(大分県)

大分県の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会並びに中小企業基盤整備機構九州本部及び経済産業局に「相談窓口」を設置しております。また、商店街からの相談については、全国商店街振興組合連合会において対応します。

相談内容が具体的な融資の場合は日本政策金融公庫、商工中金、保証の場合は、信用保証協会にご相談ください。

## ◇ 平成28年熊本県熊本地方の地震に係る大分県における災害に関する相談窓口

機関名	支店名		連絡先
日本政策金融公庫	大分支店	中小企業事業	097-532-4106
日本政策金融公庫	大分支店	国民生活事業	097-535-0331
日本政策金融公庫	別府支店	国民生活事業	0977-25-1151
商工中金	大分支店		097-534-4157
大分県信用保証協会	保証一課		097-532-8246
大分県信用保証協会	保証二課		097-532-8247
別府商工会議所			0977-25-3311
大分商工会議所			097-536-3131
中津商工会議所			0979-22-2250
日田商工会議所			0973-22-3184
佐伯商工会議所			0972-22-1550
臼杵商工会議所			0972-63-8811
津久見商工会議所			0972-82-5111
豊後高田商工会議所			0978-22-2412
竹田商工会議所			0974-63-3161
宇佐商工会議所			0978-33-3433
大分県商工会連合会			097-534-9507
大分県中小企業団体中央会			097-536-6331
全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
(独)中小企業基盤整備機構	九州本部		092-263-1500
九州経済産業局 産業部 中小企業課			092-482-5447



## 2. 被災中小企業者の既往債務の負担軽減 (日本公庫・商工中金・保証協会)

日本政策金融公庫、商工中金及び信用保証協会が、返済猶予などの既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被災を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

## 2. 被災中小企業者の既往債務の負担軽減

災害の状況、応急資金の需要等を踏まえて、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更など、災害の影響を受けている中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう九州財務局・日本銀行熊本支店から各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)へ要請しております。

### 3. 災害復旧貸付(熊本県) (日本公庫、商工中金)

**対象者** 災害により被害を被った中小企業・小規模事業者(熊本県に事業所を有する者)

**金利** (いずれも平成28年4月15日現在、貸付期間5年の場合)

日本政策金融公庫	
中小企業事業	別枠で1億5,000万円 (代理貸付:7,500万円)
国民生活事業	各貸付制度の限度枠に上乗せ3,000万円 (代理貸付:1,500万円)
商工組合中央金庫	別枠で1億5,000万円

#### 貸付期間

設備資金・運転資金とも10年以内(据置期間2年以内)

日本政策金融公庫国民生活事業においては、上記は普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)。日本政策金融公庫中小企業事業においては、設備資金においては15年以内(据置期間2年以内)。

#### 担保特例

日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)  
直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱います。

#### お申し込み先

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫にお申し込みください。  
窓口連絡先はP5をご覧ください。

## 4. セーフティネット保証4号(熊本県) (信用保証制度)

### 制度概要

金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が保証します。熊本県の地震により一定の影響を受けた中小企業者(本制度の対象者)参照)がご利用になれます。

### 制度内容

保証限度額	無担保8千万円、最大2億8千万円 ・ 一般保証と別枠 ・ 融資額の全額を保証。
保証料率	保証協会所定のため、保証協会にお問い合わせ下さい(3ページ参照)。
資金用途	経営安定資金
保証期間	個別に保証協会とご相談下さい。
保証人	原則第三者保証人は不要。

### 本制度の対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。(熊本県に事業所を有する者)
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヵ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

### お申し込み先

信用保証協会にお申し込み下さい。窓口連絡先はP5をご覧ください。

## 5. 小規模企業共済災害時貸付

### 貸付対象者

小規模企業共済制度に加入後、貸付資格判定時(4月末日及び10月末日)までに、12ヵ月以上の掛金を納付している共済契約者(ただし、貸付限度額が50万円以上)であって、災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として中小機構が認める災害の被災区域内に事業所( )を有し、かつ、当該災害の影響により次の(1)又は(2)の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- (1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産( )について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。
- (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1ヵ月間の売上高( )が前年同月に比して減少することが見込まれること。

共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

### 貸付条件

- (1) 貸付限度額:原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額
- (2) 貸付利率:年0.9%(平成28年4月15日現在)
- (3) 貸付期間:貸付金額 500万円以下 36ヵ月  
505万円以上 60ヵ月
- (4) 償還方法:6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- (5) 担保、保証人:不要
- (6) 借入窓口:商工組合中央金庫 本・支店

### その他

罹災証明等の書類が整っていれば、原則、即時融資が可能。(登録窓口が商工中金の場合)

### 問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構にご問い合わせください。窓口連絡先はP5をご覧ください。

## 6. 下請かけこみ寺に「特別相談窓口」の設置

熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴い、親事業者の工場が操業を停止したため納品ができない、といった下請事業者の取引上の様々な影響が生じる恐れがあります。このため、中小企業庁では、全国 48 か所の「下請かけこみ寺」に「特別相談窓口」を設置しました。

### 特別相談窓口の設置

- (1) 中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請かけこみ寺」において、新たに、熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴う下請事業者の取引上の影響に関する相談窓口を新設しました。
- (2) 下請かけこみ寺は全都道府県に設置しており、  
**フリーダイヤル 0120-418-618**  
におかけいただければ、お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。
- (3) ただし、熊本県の下請かけこみ寺では当分の間対応が困難なことも想定されます。こうした場合には、  
(公財)全国中小企業取引振興協会「下請かけこみ寺本部」 03-5541-6655  
において対応をいたします。

### 相談内容

- (1) 親事業者の操業停止や震災の影響に伴って一方的に負担を押しつけられたなどの取引上の問題について、広くご相談を受け付けます。
- (2) なお、地震発生に伴う下請取引等への影響に関しては、東日本大震災の際に、公正取引委員会が Q&A を作成しておりますのでご参照ください。

東日本大震災に関連する Q&A

<http://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>

# 7. 自然災害による被災者の債務整理 に関するガイドライン(個人事業主向け)

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により住宅ローンなどの免除・減額を金融機関等へ申し出ることができます。以下をご参照ください。

個人事業主の皆様へ

【問い合わせ先(借入れ先が銀行の場合)】

全国銀行協会相談室 0567-017109 又は03-5252-3772  
へお問い合わせいただくことも可能です。

## 自然災害の影響で 住宅ローンなどの 返済にお困りでは ありませんか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、  
住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

(手続の流れは裏面をご参照ください)

(注) 債務整理の成立には、一定の要件を満たすことやローンの借入先(金融機関等)の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。

国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による  
手続支援を無料で受けることができます。

(注) 弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身に負担していただくこととなります。

財産の一部を、ローンの支払いに充てず、  
手元に残すことができます。

(注) 具体的には被災状況、生活状況などの個別事情によります。

破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、  
個人信用情報として登録されないため、  
その後の新たな借入れに影響が及びません。

詳しくは、ローンの借入先にお問い合わせください。

また、借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室(☎0570-017109 または 03-5252-3772)\*へ  
お問い合わせいただくことも可能です。

\*受付日：月～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く) 受付時間：午前9時～午後5時



JBA 一般社団法人  
全国銀行協会  
全国銀行協会による被災者の債務整理に関するガイドライン研究センター

金融庁  
Financial Services Agency

財務局  
Local Finance Bureaus

# 7. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(個人事業主向け)

## 手続の流れ

### ① 手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます(受付窓口は当該金融機関へ確認してください)。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産(預金など)の状況などをお聞きします。



(注) お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。

### ② 専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、全国銀行協会に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

(注) 「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。



### ③ 債務整理(開始)の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します(書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます)。債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。



### ④ 「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類(「調停条項案」)を作成します。



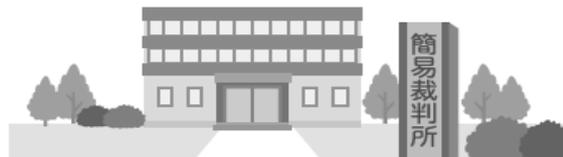
### ⑤ 「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します(金融機関等は1カ月以内に同意するか否か回答します)。



### ⑥ 特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます(申立費用は債務者のご負担となります)。



(注) 「登録支援専門家」は特定調停申立書類の作成等の支援はできますが、原則として、特定調停の場に出頭することはできず、債務者ご自身に出頭いただく必要があります。

### ⑦ 調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。



## 8. 国税の申告・納税等の期限の延長等の手続き等

### 制度概要

災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等がありますので、まずは最寄りの税務署へご相談ください。

- (1) 災害により申告・納税等をその期限までにできないとき(交通途絶等)は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- (2) 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- (3) 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

また、災害によって、商品、店舗、事務所等の資産に損害を受け、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額を損金の額又は必要経費の額に算入することができます。

商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額  
損壊した資産の取壊し又は除去のための費用の額  
土砂その他の障害物の除去のための費用の額

- (4) 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、消費税の簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます(災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます)。

### (参考)

給与等の支払を受けている方が、災害によって住宅や家財に被害を受けた場合には、給与等を支払う事業者を通じて所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、給与等から徴収される(又は徴収された)源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

## 8. 国税の申告・納税等の期限の延長等の手続き等 ( 税務署所在地・案内 )

### ➤ 熊本県

税務署名	電話番号	管轄地域
阿蘇	0967-22-0551	阿蘇市 阿蘇郡
天草	0969-22-2510	上天草市 天草市 天草郡
宇土(うと)	0964-22-0410	宇土市 宇城市 下益城郡
菊池	0968-25-2121	菊池市 合志市 菊池郡
熊本西	096-355-1181	熊本市(中央区、西区、南区、北区)
熊本東	096-369-5566	熊本市(東区) 上益城郡
玉名	0968-72-2125	荒尾市 玉名市 玉名郡
人吉	0966-23-2311	人吉市 球磨郡
八代	0965-32-3141	八代市 水俣市 八代郡 葦北郡
山鹿(やまが)	0968-44-2181	山鹿市

### ➤ 大分県

税務署名	電話番号	管轄地域
宇佐	0978-32-0360	豊後高田市 宇佐市
臼杵(うすき)	0972-63-8522	臼杵市 津久見市
大分	097-532-4171	大分市 由布市
佐伯(さいき)	0972-22-0910	佐伯市
竹田	0974-63-3141	竹田市
中津	0979-22-3111	中津市
日田(ひた)	0973-23-2136	日田市 玖珠郡
別府	0977-23-2111	別府市 杵築(きつき)市 国東市 東国東郡 速見郡
三重	0974-22-1015	豊後大野市